

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)」の案文の修正箇所及び修正理由

別紙2

	条項の箇所	修正前／修正後	修正の内容	修正の理由
1	第十三条第一項 (改正後欄)	修正前	電子情報処理組織を使用して申出を行うとき	本改正によって第十三条第一項に定める手続方法を行うものとして、「第六条第一項、第七条若しくは第九条第一項」に「第五条の報告」が加わったことから、「申出等」と改めるべきであるため、修正。
		修正後	電子情報処理組織を使用して申出等を行うとき	
2	第十三条第一項 (改正後欄)	修正前	次に掲げる事項を申出を行おうとする者	本改正によって第十三条第一項に定める手続方法を行うものとして、「第六条第一項、第七条若しくは第九条第一項」に「第五条の報告」が加わったことから、「申出等」と改めるべきであるため、修正。
		修正後	次に掲げる事項を申出等を行おうとする者	
3	第十三条第一項第一号 (改正前欄)	修正前	電子申出等様式に記載すべき事項	現行規定どおりに、「記載すべき事項」を「記録すべき事項」に修正。
		修正後	電子申出等様式に記録すべき事項	
4	第十三条第一項第一号 (改正後欄)	修正前	電子申出等様式に記載すべき事項	電子申出等様式は、第十一条第一項第一号に規定している電子届出等様式と本質的に同じであるが、本省令上新たに登場する用語であることから、改めて説明を行うべきであるため。また、現行規定どおりに「記録すべき事項」に、左記のとおり修正。
		修正後	電子申出等様式(申出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、申出等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項のうち、申出等の名称、申出等を行う日付、申出等を行う相手方の名称、申出等を行う者の住所、申出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに申出等を行う旨の表示を記録すべきものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。)に記録すべき事項	